

令和6年度 第8回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和6年11月22日（金）

午前9時00分から午前10時30分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	中塩屋 均	欠	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	出	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	出	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	出	有村 隆	出	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
出	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

推進委員

出	鶴田 勉	出	垣内 直人	出	福元 里美	出	谷口 芳久
出	門倉 重秋	出	中牧 龍次	出	細川 健一	欠	岩下 広美
出	中尾 明德	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
出	木場 夏芳	出	有馬 研一	出	新地 誠		
出	下久保 雄太	出	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	欠	高田 裕幸	欠	永山 智哉		

4 部外者出席

農 政 課 課 長	鳥越 賢二
農 政 課 参 事	矢野 幸一
農 政 課 担い手育成係	主幹兼係長 尾崎 直人
農 政 課 担い手育成係	主 査 西迫 博
農 政 課 農業振興係	主 査 末次 孝

5 事務局職員

局 長	宮地 智治
次長兼農地係長	松元 敏幸
主幹兼振興係長	上之脇 秀輝
主 幹	前迫 篤弘
主 査	池畑 信幸
主任主事	角野 勝行
主 幹	久保園 勲（輝北総合支所産業建設課）
主 査	下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第五条の規定による計画決定について
- ・農用地利用集積等促進計画（案）について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

[報告]

- ・農用地利用集積等促進計画について
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農地利用（形質）変更届の専決処分について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 村山 みつ子 委員 ・ 倉田 雪男 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和6年度 第8回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和6年11月22日（金） 開会 午前9時00分 閉会 午前10時30分

鹿屋市役所7階大会議室

局 長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議 長 ただいまから、令和6年度第8回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 本日の、欠席は、本田委員1名です。出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、推進委員の欠席は、高田委員、永山委員、岩下委員です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議 長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号11番の村山委員と、12番の倉田委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

それでは、1頁、議案第59号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第59号につきましては、1頁から27頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和6年11月25日です。合計面積は、12万5千49㎡、うち更新分7万1千9㎡、内訳として、田が1万6千130㎡、畑が10万8千919㎡です。利用権を設定する者が35人、設定を受ける者が29人です。始期は、いずれも令和6年12月1日です。期間は、1年、3年、4年、5年、6年、10年です。次の3頁から20頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番から2番は、設定期間が1年です。1番は、使用貸借権で再設定。2番は、賃借権で再設定。

次に、4頁、次の3番から5頁の5番までは、設定期間が3年です。3番、4番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、5番は、賃借権で再設定。次の6番は、設定期間が4年です。6番は、使用貸借権で新規設定。

次に、6頁、次の7番から10頁の16番までは、設定期間が5年です。7番、8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番は、賃借権で新規設定。10番は、使用貸借権で新規設定。

次に、8頁、11番、12番は、使用貸借権で新規設定。

次に、9 頁、13 番は、使用貸借権で新規設定。14 番は、賃借権で新規設定。

次に、10 頁、15 番は、賃借権で新規設定。16 番は、賃借権で再設定。

次に、11 頁、次の 17 番から 12 頁の 18 番までは、設定期間が 6 年です。17 番は、賃借権で再設定。18 番は、使用貸借権で再設定。

次に、12 頁、次の 19 番から 20 頁の 34 番までは、設定期間が 10 年です。19 番は、使用貸借権で新規設定。20 番は、賃借権で新規設定。

次に、13 頁、21 番、22 番は、賃借権で新規設定。

次に、14 頁、23 番、24 番は、賃借権で新規設定。

次に、15 頁、25 番、26 番は、賃借権で新規設定。

次に、16 頁、27 番は、使用貸借権で新規設定。28 番は、賃借権で再設定。

次に、17 頁、29 番、30 番は、賃借権で再設定。

次に、18 頁、31 番、32 番は、賃借権で再設定。

次に、19 頁、33 番は、賃借権で再設定。

次に、20 頁、34 番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 20 頁までの 34 件の利用権設定です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、21 頁、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、21 頁から 27 頁です。まず、21 頁で説明します。公告年月日は令和 6 年 11 月 25 日、合計面積は、3 万 3 千 318 m²です。内訳としまして、田が 1 万 2 千 920 m²、畑が 2 万 398 m²です。所有権を移転する者が 12 人、所有権の移転を受ける者が 9 人です。

次に 22 頁、次の 1 番から 25 頁の 7 番、26 頁の 9 番から 27 頁の 12 番までは全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。なお、25 頁の 8 番については、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、22 頁から 27 頁までの 12 件の所有権移転ですが、25 頁の 8 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので上別府委員に退席をいただき審議します。

（上別府委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 25 頁の 8 番は、譲受人の上別府委員が、所有権移転を受けるもので、農業経営基盤強化

促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 上別府委員に係る所有権移転 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(上別府委員：着席)

上別府委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 11 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、28 頁、議案第 60 号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 60 号につきましては、28 頁から 30 頁です。今回初めての議案となりますので、制度についてご説明します。

本年 5 月総会及び 6 月総会時にご説明させていただきましたとおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項」の規定に基づき鹿屋市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理機構へ提出する際、農業委員会の意見を聞くこととなっています。今回の促進計画（案）は、始期が令和 7 年 2 月 1 日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、畑が 2 万 1 千 421 m²で、計 2 万 1 千 421 m²となっています。

農地の貸出者は 3 人、農地の耕作者となる配分予定者は 3 人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また、借手となる法人も農用地所有適格法人であり、特に問題はないと思われます。詳細につきましては 29 頁からご覧ください。

まず 29 頁、1 番は、設定期間が 3 年です。1 番は、賃借権で新規設定。次の 2 番から 30 頁の 3 番までは、設定期間が 10 年です。2 番は、賃借権で新規設定。

次に 30 頁、3 番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 ただいま説明がありました 3 件について、何かご意見はございませんか。

(なし)

ご意見がないようですので、ここでお諮りします。

これら 3 件については記載のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第 60 号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見については、提案のとおり決定しました。

次に、31 頁、議案第 61 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 61 号につきましては、31 頁から 35 頁です。今回は、所有権移転が 20 件です。

初めに、31 頁です。1 番は、畑が 1 筆で 536 m²の贈与です。2 番は、畑が 1 筆で 1 千 150 m²の売買です。3 番は、畑が 1 筆で 2 千 827 m²の売買です。4 番は、田が 2 筆で 932 m²の売買です。5 番は、畑が 1 筆で 1 千 513 m²の売買です。

次に、32 頁です。6 番は、畑が 1 筆で 2 千 939 m²の売買です。7 番は、畑が 1 筆で 491 m²の売買です。8 番は、田が 1 筆で 1 千 267 m²の売買です。9 番は、畑が 1 筆で 470 m²の売買です。10 番は、畑が 2 筆で 3 千 775 m²の売買です。

次に、33 頁です。11 番は、田が 4 筆で 2 千 581 m²の売買です。12 番は、畑が 15 筆で 1 万 5 千 94 m²の売買です。

次に、34 頁です。13 番は、畑が 1 筆で 704 m²の贈与です。14 番は、畑が 1 筆で 2 千 17 m²の売買です。15 番は、畑が 2 筆で 7 千 729 m²の売買です。16 番は、田が 1 筆、畑が 2 筆で 2 千 217 m²の売買です。

次に、35 頁です。17 番は、田が 1 筆で 798 m²の売買です。次の 18 番から 20 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、35 頁の 18 番、19 番を垣内委員に、20 番を福元里美委員に報告をお願いします。

垣 内 推進委員の垣内です。去る 11 月 14 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告します。

35 頁の 18 番です。申請者は市内の方で、田 2 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、水稻を作付けすることでした。

次に 19 番です。申請者は市内の方で、父親から、畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、甘藷を作付けすることでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

福 元 推進委員の福元です。去る 11 月 14 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告します。

引き続き、35 頁の 20 番です。申請者は市内の方で、畑 2 筆を購入するもので、農作業

に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、季節野菜を作付けすることでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました20件についてご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、36頁、議案第62号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第62号につきましては、36頁です。今回は2件です。次の1番は駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。次の2番は記載のとおりです以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、36頁の2番を門倉委員に報告をお願いします。

門 倉 推進委員の門倉です。去る11月13日、記載の2名と事務局で農地法第4条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

36頁の2番ですが、申請地は鹿屋農業高校の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に貸家を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、2番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました2件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、37頁、議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第63号につきましては、37頁から38頁です。

37頁をご覧ください。1番は、クリニックを整備するもので、農地区分は3の5です。2番は、調剤薬局を整備するもので、農地区分は3の5です。3番は、駐車場及び資材置場を整備するもので、農地区分は3の5です。4番は、一般住宅を整備するもので、農地

区分は1の3です。なお、令和6年度第3回総会で審議済みです。

次に、38頁、次の5番から7番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、38頁の5番を門倉委員に6番、7番を堀之内委員に、報告をお願いします。

門倉 推進委員の門倉です。去る11月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

38頁の5番ですが、申請地は鹿屋農業高校の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行済みであり、都市計画区域の500m以内農地であることから第2種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地にマンションを整備する計画です。申請地は住宅の用に供する施設や公共施設の連たんしている区域に近接する区域内にある農地であることから第2種農地の許可基準である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

以上、5番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

堀之内 議席番号15番の堀之内です。去る11月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、38頁の6番ですが、申請地は野里小学校の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行で、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建築条件付土地を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次の7番ですが、申請地は花岡学園の西に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅及び通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、6番及び7番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。

以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました7件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、39 頁、議案第 64 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 64 号につきましては、39 頁から 44 頁です。

39 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 5 件です。対象面積は、田が 326 m²、畑が 4 千 388.06 m²、その他が 1 千 888 m²、合計 6 千 602.06 m²です。次の 40 頁から 44 頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、39 頁の 1 番から 3 番までを四元委員に、4 番、5 番を上別府委員に、報告をお願いします。

四元 議席番号 14 番の四元です。去る 11 月 13 日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

39 頁をご覧ください。まず、1 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 40 頁です。申請人は市内の法人で、申請地に「重機用車庫」を建設する計画です。申請地は「鹿屋旭原郵便局」の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがあり、笠野原土地改良区の受益地でもあることから「第一種農地」と判断されます。申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。但し、申請地の一部を道路として使用していることから、始末書の提出が必要であると考えます。

次に 2 番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は 41 頁です。

申請人は市内の居住者で、申請地は、「伊集院自治公民館」の南東に位置する「農用地区域内農地」と判断され、申請地に農業用施設である、「堆肥舎、資材倉庫、休憩所及びロールサイレージ置場」を建設・整備する計画ではありますが、「農用地区域内農地」の許可基準である、「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 42 頁です。

申請人は市内の法人で、申請地に「資材置場及び駐車場」を整備する計画です。申請地は「吾平小学校」の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

いずれも、排水施設等を整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更について支障はないと判断しました。以上です。

上別府 推進委員の上別府です。去る 11 月 13 日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

引き続き、39 頁の 4 番です。周辺図等は 43 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。

申請人は市内の法人で、申請地は「萩塚簡易郵便局」の北西に位置し、申請地に「豚舎」を建設する計画ですが、地目が農地ではないため、農地法の適用を受けないと考えます。

次に 5 番ですが、周辺図等は 44 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は、市内の居住者で、申請地を山林として管理する計画です。申請地は、「野里運動公園」の北東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがあり、野里土地改良区の受益地でもあることから「第一種農地」と判断されますが、現況が山林化しており、農地への復旧は困難であると思われるため、農振除外となれば非農地と判断されると考えます。以上です。

議 長 　　ただいま、報告がありました 5 件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、45 頁、議案第 65 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第 65 号につきましては、45 頁です。今回は 3 件です。次の 1 番から 3 番については、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、45 頁の 1 番から 3 番までを森園委員に、報告をお願いします。

森 園 　　議席番号 16 番の森園です。去る 11 月 14 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、45 頁の 1 番です。申請地は、「県民健康プラザ」の北西に位置し、平成 15 年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 2 番です。申請地は、「鹿屋市畜産環境センター」の西に位置し、昭和 58 年頃及び昭和 50 年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 3 番です。申請地は、上の 2 筆が「下祓川地区集落センター」の西に、下の 1 筆が東に位置し、いずれも平成 7 年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま説明、報告がありました 3 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、46 頁、議案第 66 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 66 号につきましては、46 頁から 47 頁です。今回新たに、譲渡希望が 46 頁の 1 番から 8 番までの 8 件ですのでお目通し願います。

なお、1 番は無償でも可、1 番、4 番、5 番及び 8 番までは賃貸借でも可としております。次に、賃貸借希望が 47 頁の 1 番の 1 件ですのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。

これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

46 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を堀之内委員と矢野委員に、2 番を森園委員と新地委員に、3 番を田原委員と門倉委員に、4 番を村山委員と上別府委員に、5 番を四元委員と細川委員に、6 番を中塩屋委員と垣内委員に、7 番の笠之原町を四元委員と細川委員に、串良町上小原を村山委員と上別府委員に、8 番を蔵ヶ崎委員と中牧委員に願います。

次に、47 頁、賃貸借希望の 1 番を倉田委員と高田委員に願います。

次に、48 頁、「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）について」報告いたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 今回は、既に県の承認決定がなされた令和 6 年 12 月 31 日始期の 18 件について報告します。

資料 48 頁をご覧ください。中間管理権設定につきましては、48 頁から 58 頁です。公告年月日は、令和 6 年 11 月 25 日です。合計面積は、6 万 4 千 644 m²で、うち、田が 1 万 1 千 740 m²、畑が 5 万 2 千 904 m²です。利用権を設定する者が 22 人、利用権の設定を受ける者が 13 人です。始期は全て、令和 6 年 12 月 31 日で、期間は 3 年、5 年、10 年です。

49 頁をご覧ください。

次の 1 番は、設定期間が 3 年です。1 番は、賃借権で新規設定。

次の 2 番から 53 頁の 8 番までは、設定期間が 5 年です。2 番は、賃借権で新規設定。

次に、50 頁、3 番は、賃借権で新規設定。

次に、51 頁、4 番は、使用貸借権で新規設定。5 番は、賃借権で新規設定。

次に、52 頁、6 番、7 番は、賃借権で新規設定。

次に、53 頁、8 番は、使用貸借権で新規設定。次の 9 番から 58 頁の 18 番までは、設定期間が 10 年です。9 番は、賃借権で新規設定。

次に、54 頁、10 番、11 番は、賃借権で新規設定。

次に、55 頁、12 番、13 番は、賃借権で新規設定。

次に、56 頁、14 番、15 番は、賃借権で新規設定。

次に、57 頁、16 番、17 番は、賃借権で新規設定。

次に、58 頁、18 番は、賃借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、48 頁から 58 頁まで計 18 件の農地中間管理権設定です。報告しておきます。

次に、59 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 59 頁をご覧ください。合意解約につきましては、59 頁から 80 頁です。今回は 40 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、59 頁から 80 頁まで 40 件の合意解約です。報告しておきます。

次に、81 頁「農地利用（形質）変更届の専決処分について」報告いたします。

賃借している田 4 筆の畔を取り除き 1 筆とし、併せて農地の高低差を解消することで、農業用機械の大型化に対応し作業効率の向上を図るということで、形質変更届が提出されました。工期が総会前に着手となっていたことから、10 月 24 日に川崎委員により現地調査を行い、専決処分したので報告します。

以上で、第 8 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

西ノ原 農地の荒廃調査を行ったが、紫色の部分は調査不要と書いてあるが、これはどういう意味か。また、周囲には多くの荒廃農地があると思うが今後どう考えているか。

上之脇 紫地については、これまで委員の方々に行っていただいた調査結果を基に、非農地であるとの判断を行い、所有者に通知を行っている場所でございます。

また、市内の荒廃農地につきましては、日常の農地パトロール等において不明な点等があった場合には個別に相談いただければと思います。

議 長 西ノ原委員よろしいですか。

西ノ原 はい。

議 長 以上で、第 8 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、事務局からお願いします。

松 元 前回の総会でお伝えしましたように、本日の総会終了後、休憩をはさみまして県農業会議主催の「農業委員・推進委員の役割分担と適正事務実施等」についての研修会を開催いたします。研修会の開始時間は総会終了後お伝えします。

次に、忘年会の時期になりましたが、農業委員会では例年、忘年会の日程調整が非常に

難しいことから、新年会を開催しておりますが、今年度も1月の総会の日に新年会を開催したいと思います。

日程は1月の総会の日、1月23日（木）の18時開始で調整したいと思います。

また、総会は午後3時30分開始になります。いつもの9時ではなくて、午後3時30分開始です。会費・場所等については12月の総会で報告いたします。

局 長 それでは、12月の調査委員を申し上げます。

12月12日、木曜日、4条・5条の調査が、田村委員、矢野委員でございます。

12月12日、木曜日、農振調査が、大園委員、新地委員でございます。

12月13日、金曜日、4条・5条の調査が、西ノ原委員、松元委員でございます。

12月13日、金曜日、3条調査が、新原委員、入佐委員でございます。

12月の総会は、12月23日、月曜日の9時から市役所7階大会議室となります。以上です。

議 長 他にありませんか。ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

（なし）

なければ、これをもちまして令和6年度第8回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

（閉 会）